

## ～～高齢者のみなさん～～

令和3年7月6日以降

一方的に送り付けられた商品は、直ちに処分可能になりました



### 👉 一方的な送り付け行為への対応の仕方 👉

1, 商品はすぐ処分してよい

※14日間保管しておく義務はありません。

※しかし、親戚や知人が自分に贈り物をしていないか、確認しましょう。インターネットの通販サイトから発送した場合、送り主が明記されていないことがあります。

2, 事業者から金銭を要求されても支払わない

3, お金を支払ってしまったら、即相談をする。

→各高齢者お世話センターにご相談ください。